



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年9月22日金曜日 第2911号

## ◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	661
大規模小売店舗の新設の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ...	661
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	( " ) ...	662
農用地利用配分計画の認可申請.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	663
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	663
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	664
建設業者の許可の取消し(2件).....	(東予地方局管理課、南予地方局管理課) ...	665
開発行為に関する工事の完了.....	(南予地方局管理課) ...	666
道路の供用開始(県道宇和島城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	666
道路の供用開始(県道柳沢新谷停車場線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	666
道路の区域変更(県道伊延東多田線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	667

## 告 示

### ○愛媛県告示第1037号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年9月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	西予市	平成32年9月20日まで

### ○愛媛県告示第1038号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年9月22日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)DCMダイキ余戸店  
松山市余戸中6丁目729番地 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
DCMダイキ株式会社  
松山市美沢一丁目9番1号  
代表取締役 小島 正之
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
DCMダイキ株式会社

松山市美沢一丁目9番1号

代表取締役 小島 正之

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年5月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,650平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
70台
  - イ 駐輪場の収容台数  
70台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
60平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
20立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後9時30分
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
5箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分まで

#### 2 届出年月日

平成29年9月13日

#### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部

産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1039号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス松前店

伊予郡松前町南黒田415-1、417-3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年 5月 9日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,213平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

45台

イ 駐輪場の収容台数

10台

ウ 荷さばき施設の面積

27平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成29年 9月 8日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1040号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
ワールドプラザ	今治市東村甲745番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか16者	株式会社セブンスター ほか17者	平成29年4月1日 ほか	平成29年9月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1041号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 9月22日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Row 1: ワールドプラザ, 今治市東村甲745番地外, 荷さばき施設の位置及び面積, 985㎡, 1,058㎡, 平成30年5月12日, 平成29年9月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1042号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 9月22日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 4 columns: 貸借権の設定等を受ける者, 貸借権の設定等を受ける土地, 氏名又は名称, 住所, 所在及び地番, 面積(㎡). Rows for 仙波是敏 and 渡部光右衛門.

Table with 4 columns: 株式会社みさき果樹園, 愛媛県西宇和郡伊方町中之浜328番地, 愛媛県大洲市上須戒257番ほか8筆, 19,443

2 申請年月日

平成29年 9月13日

○愛媛県告示第1043号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 9月22日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市横谷乙233の1、乙233の2、丙7、丙20、丙21、丙23、丙40、丙44、丙47、丙56、丙59、丙63、丙67、丙69、丙72、丁1から丁10まで、丁12、丁15から丁17まで、丁26から丁33まで、丁66から丁70まで、丁71の1、丁71の2、丁72、丁73、丁75の1、丁75の3、丁75の4、丁77の1、丁77の2、丁78から丁82まで、

- 丁84、丁85の1、丁85の2、丁86、丁88、丁89、丁95
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1044号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 9月22日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
新居浜マテリアル株式会社  
新居浜市王子町1番1号  
代表取締役社長 永井 則文
- 2 事業場の名称及び所在地  
新居浜マテリアル株式会社  
新居浜市王子町1番1号
- 3 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号及び第66号
- 4 変更しようとする事項の内容  
汚水等の処理の方法並びに排水水の汚染状態及び量
- 5 汚水等の処理施設に関する事項  
(1) 汚水処理施設

		変 更 前				変 更 後			
		処 理 前			処理後	処 理 前			処理後
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	中和処理系	pH調整系	処理前計	処理後計	中和処理系	pH調整系	処理前計	処理後計
		水素イオン濃度（水素指数）	通常 0.7~1.5 最大 0.5~1.2	通常 2.5~3.5 最大 2.0~4.0	通常 0.7~3.5 最大 0.5~4.0	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0	通常 0.7~1.5 最大 0.5~1.2	通常 2.5~3.5 最大 2.0~4.0	通常 2.0~3.0 最大 1.5~3.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10.0 最大 20.0	通常 2.0 最大 2.0	通常 4.1 最大 6.8	通常 2 最大 3	通常 10.0 最大 20.0	通常 2.0 最大 2.0	通常 4.1 最大 6.8	通常 2 最大 3
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 5.0	通常 5.8 最大 6.1	通常 5 最大 5	通常 9.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 5.0	通常 5.8 最大 6.1	通常 5 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	通常 1 最大 1	通常 3.4 最大 4.8	通常 1.0 最大 1.25	通常 5.4 最大 10.8	通常 0.7 最大 0.7	通常 2.0 最大 3.0	通常 0.6 最大 0.8
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2 最大 0.35	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 14 最大 18	通常 37 最大 37	通常 51 最大 55	通常 51 最大 55	通常 6.2 最大 8.2	通常 16.8 最大 16.8	通常 23 最大 25	通常 23 最大 25

備考 放流槽にて水質を確認後、1号排水口から公共用水域へ排出する。

(2) 汚水処理施設

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値		変 更 前						変 更 後					
		処 理 前				処 理 後		処 理 前				処 理 後	
		イオン交換系	蒸留系	濃縮系	処理前計	蒸留系	濃縮系	イオン交換系	蒸留系	濃縮系	処理前計	蒸留系	濃縮系
水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.9~9.5 最大 8.0~10.0	通常 3.0~5.0 最大 2.0~6.0	通常 10.0~11.5 最大 10.0~12.5	通常 3.0~11.5 最大 2.0~12.5	通常 7.5~8.5 最大 7.5~8.5	通常 12.0~13.5 最大 12.0~13.5	通常 8.9~9.5 最大 8.0~10.0	通常 3.0~5.0 最大 2.0~6.0	通常 10.0~11.5 最大 10.0~12.5	通常 3.0~11.5 最大 2.0~12.5	通常 7.5~8.5 最大 7.5~8.5	通常 12.0~13.5 最大 12.0~13.5	
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 5.0	通常 10.0 最大 20.0	通常 140.8 最大 160.3	通常 11.2 最大 14.6	通常 4.600 最大 5.000	通常 2.577 最大 2.677	通常 2.0 最大 2.0	通常 10.0 最大 20.0	通常 149.8 最大 169.7	通常 11.7 最大 16.1	通常 4.805 最大 5.223	通常 2.692 最大 2.796	
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 7.4	通常 7.1 最大 9.0	通常 11.0 最大 11.0	通常 7.1 最大 7.9	通常 510 最大 560	通常 2,886 最大 4,620	通常 5.0 最大 5.8	通常 5.0 最大 7.1	通常 5.0 最大 5.0	通常 5.0 最大 6.2	通常 359 最大 394	通常 2,032 最大 3,253	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 14.5	通常 3.1 最大 5.6	通常 150 最大 200	通常 13.2 最大 18.9	通常 500 最大 550	通常 4,200 最大 5,600	通常 10.0 最大 14.2	通常 3.3 最大 6.0	通常 150 最大 200	通常 14.5 最大 20.6	通常 549 最大 604	通常 4,164 最大 5,552	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.1	通常 30.0 最大 50.0	通常 1.2 最大 2.0	通常 3.0 最大 3.3	通常 450 最大 725	通常 0.1 最大 0.3	通常 0.1 最大 0.1	通常 30.0 最大 50.0	通常 1.5 最大 2.7	通常 3.8 最大 4.2	通常 563 最大 906	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 182.7 最大 201.1	通常 69.1 最大 76.1	通常 9.3 最大 10.5	通常 261.1 最大 287.7	通常 5.0 最大 5.0	通常 0.6 最大 0.8	通常 113.5 最大 124.9	通常 59.3 最大 65.3	通常 8.7 最大 9.8	通常 181.5 最大 200	通常 5.0 最大 5.0	通常 0.4 最大 0.6	

備考 当汚水処理施設から公共用水域への排出はない。

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量  
1号排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.7	通常 3.1 最大 5.9
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.8 最大 9.6	通常 4.8 最大 9.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.11 最大 4.21	通常 3.3 最大 4.5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.32 最大 0.58	通常 0.34 最大 0.62
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 341 最大 392	通常 313 最大 362	

備考 1号排水口は、生活排水、工程排水、冷却水及び雨水を排出する。

○愛媛県告示第1045号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 9 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 28 ) 第 2264 号	平 成 28 年 12 月 8 日	( 株 ) 横 井 産 業	横 井 大 輝	新 居 浜 市 黒 島 1 - 6 - 32	平 成 29 年 8 月 21 日	機 械 器 具 設 置 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第1046号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 27 ) 第 15848 号	平 成 27 年 11 月 9 日	( 有 ) 大 塚 電 気	大 塚 昭 則	西 予 市 宇 和 町 小 野 田 239	平 成 29 年 8 月 8 日	電 気 工 事 業、管 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
( 般 - 26 ) 第 17432 号	平 成 26 年 12 月 25 日	( 株 ) 中 田 工 務 店	中 田 隆 洋	八 幡 浜 市 保 内 町 川 之 石 13 番 耕 地 385 - 3	平 成 29 年 8 月 24 日	大 工 工 事 業、屋 根 工 事 業 タ イ ル ・ レ ン ガ ・ ブ ロ ッ ク 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 ( 一 部 )
( 特 - 24 ) 第 7051 号	平 成 24 年 9 月 16 日	( 株 ) む ら か み	中 森 尚 子	大 洲 市 長 浜 町 下 須 戒 甲 12 71	平 成 29 年 8 月 31 日	建 築 工 事 業、大 工 工 事 業 屋 根 工 事 業 タ イ ル ・ レ ン ガ ・ ブ ロ ッ ク 工 事 業 鋼 構 造 物 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第1047号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 9月22日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
29南局管（開）第1号 平成29年 9月13日	北 宇 和 郡 鬼 北 町 大 字 近 永 455 番 2、455 番 10、495 番 1、495 番 4	宇 和 島 市 曙 町 1 番 地 宇 和 島 地 区 広 域 事 務 組 合 組 合 長 石 橋 寛 久

○愛媛県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	宇 和 島 城 辺 線	南 宇 和 郡 愛 南 町 僧 都 23 番 2 村 道 から 同 町 僧 都 13 番 2 村 道 まで	平 成 29 年 9 月 22 日

○愛媛県告示第1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	柳 沢 新 谷 停 車 場 線	大 洲 市 喜 多 山 乙 206 番 1 地 先 から 同 市 喜 多 山 乙 197 番 6 村 道 まで	平 成 29 年 9 月 22 日

## ○愛媛県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	伊延東多田線	西予市宇和町東多田87番1地先から 同町東多田375番2まで	旧	メートル 4.6~18.1	キロメートル 0.110	
			新	9.7~21.5	0.110	